

# 不当党産処理委員会に対する中華救助總會の訴訟

若松大祐

## 摘 要

中華救助總會對不當黨產處理委員會的訴訟

2020年9月22日、不當黨產處理委員會認定中華救助總會為中國國民黨附隨組織。自2020年10月起、救總向行政院提起對黨產會的兩種訴訟。（現在還在審理中。）本文嘗試簡單描述此兩系統訴訟的始末。本文擬主要根據黨產會所公開的紀錄，並時而基於中華救助總會所公開的文章（即該會官方網站的紀事），由此掌握救總提起的訴訟之概略。透過描述兩種訴訟，浮現了爭點的變化。也就是說，原來的爭點為過去救總是否國民黨附隨組織，還有救總的財產是否不當取得。經過黨產會兩次的認定，爭點改為現在認定手續以及執行手續是否正當。

關鍵字：轉型正義，台灣，中華民國，中國國民黨

（文末に日本語の抄録あり。）

## 1. はじめに

本稿は、2020年10月以降に中華救助總會が行った2系統の訴訟について、その概略を把握する試みである。2020年9月22日に、不当党産処理委員会が中華救助總會を中国国民党の附隨組織として認定した。これに対し、中華救助總會は司法に不服を訴えたのである。本稿では主に不当党産処理委員会の公開する記録に基づき、時に中華救助總會の公表する文書（公式サイトに掲載記事）を踏まえながら、中華救助總會が行った訴訟の概略を把握したい。なお、2020年9月22日に不当党産処理委員会が認定を行うに至る経緯については、2つの前稿で素描した<sup>1</sup>。

前稿で示した通り、不当党産処理委員会が中華救助總會に対する言動は、移行期正義の実現を目指す活動の一環であり、現在の台湾政治のあり方を左右する重要な動きである。しかも、それは、思いっくだけでも歴史、法律、政治、経済、福祉、弁論といった様々な知識を総動員しなければ理解できない。2020年9月以降、主な舞台が司法へ移る。これを理解するためには法律に関する専門知識が必要であり、筆者の理

<sup>1</sup> 若松大祐「中華救助總會に対する不当党産処理委員会の聴取」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』1号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2020年3月）、pp.79-91。および、若松大祐「中華救助總會に対する不当党産処理委員会の判定」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』2号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2021年3月）、pp.69-80。

解は今まで以上に追いつかなくなっている。

## 2. 移行期正義、不当党産処理、中華救助総会

2020年9月以降の訴訟を素描するに先立ち、ここでは前稿での記述を引用しながら、現在の台湾における移行期正義、不当党産処理、中華救助総会について、その内容をそれぞれ概括しておこう<sup>2</sup>。

### (1) 移行期正義<sup>3</sup>

まず、移行期正義（transitional justice、移行期における正義、移行期の正義）とは、「独裁から民主制へ、あるいは内戦から平和な社会へ移行するにあたって、過去の人権侵害を正し、真実を明らかにし、正義を実現し、人権侵害を二度と繰り返さないことを目指す」という言動である<sup>4</sup>。つまり、戦争状態や抑圧的政治体制においてはもちろんのこと、戦争状態や抑圧的政治体制から民主主義体制への移行過程においても発生した人権侵害や残虐行為を、事後に人々はいかにして解決するのか。移行期正義とはこの問いをめぐる善後処置なのである。しかも、実のところ国家権力による不当行為または国家の機能不全による被害は容易に根絶しない。したがってあらゆる社会は今なお移行期にあり、正義の追求も続く。移行期正義は「復讐一赦し」と「記憶一忘却」の交差する四象限で、いくつかの特徴的な容貌を見せる。

移行期正義は1970年代後半にラテンアメリカで始まり、アフリカにも伝わり、世界各地へ及ぶ。そして21世紀になると、より多様な内容を持つようになる。その内容は、当初の「裁判や真相究明委員会だけでなく、公職追放や賠償、国家による謝罪、記念碑や博物館・次世代への教育などによる歴史的記憶の形成をめぐるせめぎあい、和解のためのローカルな試みへの注目、再発防止を目的とした軍・警察の改革を含む制度改革などに多様化した」という。さらに近年は、先住民への入植や、「植民地からの解放へ」というプロセスが、歴史的な課題に挙がる。また、「冷戦からポスト冷戦へ」も追加しようという意見もあるという。

台湾では2000年ごろから受容し、「transitional justice」という原語を「転型正義」という中国語に訳出した。2018年5月31日、中華民国行政院（日本の内閣に相当）に移行期正義促進委員会<sup>5</sup>を設置し、国家が本格的に移行期正義を主導するようになって今にいたる。「移行期正義促進条例」（2017年）<sup>6</sup>の第2条では、促転会の取り

<sup>2</sup> 詳細な説明や典拠については、若松大祐「中華救助総会に対する不当党産処理委員会の聴取」pp.79-83、および若松大祐「中華救助総会に対する不当党産処理委員会の判定」pp.69-72を参照されたい。

<sup>3</sup> ここでの記述には、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』1号および2号の拙稿のみならず、拙共編著『台湾を知るための72章』（東京：明石書店、2022）の「移行期における正義」から転載した部分も多い。

<sup>4</sup> 内田みどり、清水奈名子「巻頭言 多様化する移行期正義研究の軌跡」、日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義』（平和研究、第38号）（東京：早稲田大学出版部、2012）、p.i。

<sup>5</sup> 促進転型正義委員会、Transitional Justice Commission。慣例に従い「促転会」と略す。

<sup>6</sup> 「促進転型正義条例」（2017年12月27日公布）。以下、慣例に従い「促転条例」と略す。原文は、「全国法規資料庫 > 中央法規 > 所有条文 > 促進転型正義条例」（<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030296>）[2022年2月17日確認]で参照できる。

組みに、「政党およびその付随組織が不当に取得した財産を処理するための条例」(2016年)<sup>7</sup>の定める事項に加え、「一、政治的な公文書などの記録の開放。二、権威的な象徴の撤去、不正義の遺址の保存。三、司法の不法の回復、歴史的真相の復元、そして社会の和解の促進。四、不当党産の処理と運用。五、その他の移行期正義に関する事項」を挙げる。

要するに、現在の台湾では、「新しい国家が過去に国家の名義で行われた不当な暴力にどのように立ち向かうか」が課題になった。この課題を克服すべく、国家は移行期正義という名の下に(a)真相究明、(b)責任追及、(c)慰撫(公的謝罪や賠償金支払い)、(d)制度改革という4つの作業を実現し、そこから和解を目指しているのである<sup>8</sup>。

## (2) 不当党産処理

次に、不当党産処理とは、行政院の不当党産処理委員会<sup>9</sup>が「政党、付随組織およびその委託を受けた管理人が不当に取得した財産を調査して処理し、政党の公平な競争環境を創出し、民主政治を健全にし、そして移行期正義を実現する」(党産条例、第1条)ことである。

政党とは、1987年7月15日以前に成立し、動員戡乱時期人民団体法の規定により登記した政党を指す(党産条例、第4条)。不当党産とは、政党が政党の本質に違反する方法、あるいはその他の民主法治の原則に悖る方法で、自らあるいはその付随組織に取得させた財産を意味する(党産条例、第4条第4項)<sup>10</sup>。付随組織とは、独立した法人、団体、機構でありながら、その人事、財務、業務経営が政党の実質的な支配下にある組織をいう(党産条例、第4条第2項)。

そして、不当党産の処理は次のような手順で進む。すなわち党産条例の第14条に基づき、党産会が調査と聴取を行い、党産会の委員会議で決議する。不当に取得したと認定された財産は、国家や地方自治体や原所有権者の所有へ還される。もし還せない場合は、その価格が追徴されるのである<sup>11</sup>。

なお、不当党産処理には役割分担がある。不当党産処理委員会(党産会)が不当に取得した財産の調査、返還、追徴、権利回復およびその他の関連事項に取り組む(「促転条例」第7条)。そして、移行期正義促進委員会(促转会)が不当党産の回収後の

<sup>7</sup> 「政党及其附随組織不当取得財産處理條例」(2016年8月10日公布)。以下、慣例に従い「党産条例」と略す。原文は、「全國法規資料庫 > 中央法規 > 所有條文 > 政黨及其附隨組織不當取得財產處理條例」(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030286>) [2022年2月17日確認]で参照できる。若松大祐「中華救助総会に対する不当党産処理委員会の聴取」p.87に、原文の日本語抄訳あり。

<sup>8</sup> 周婉窈『転型正義之路：島嶼的過去與未来』(新北：国家人權博物館、2019)、p.10。

<sup>9</sup> Ill-gotten Party Assets Settlement Committee。以下、慣例に従い「党産会」と略す。促转会が行政院(一級)に属す二級機関であるのに対し、党産会は行政院の二級機関なのか三級機関なのか明確でない。

<sup>10</sup> 不当党産処理委員会の公式サイトによると、政党の不動産は3614件に及ぶ。ただし、ここでの不動産の件数は不当性を疑われている総数であり、必ずしもすべてが不当党産だと認定されたわけではない。「政黨不動産資料庫」(<https://cipas-pad.nat.gov.tw/>) [2022年2月17日確認]。なお、筆者が2021年1月に確認した際は3613件、2020年1月には2176件だった。

<sup>11</sup> 「不当党産処理委員会 > 常見問題」(<https://www.cipas.gov.tw/faq>) [2022年2月17日確認]。

事項、つまり特種基金の設置や運用企画に取り組むという<sup>12</sup>。

### (3) 中華救助総会

最後に、中華救助総会とは同胞の救済を目的とする社会福祉組織である。そもそもは1950年4月4日に中国大陸災胞救済総会（略称は「救総」という名称で台北に成立し、谷正綱（1902-1993年）が理事長を務めた。中華民国は中国大陸を失い、1949年末に台湾へ「遷占」（遷移して占領）すると、「災胞」（共産主義の暴政という災難に遭った同胞）の救助を始める。1990年代からは中華民国や台湾を取り巻く環境の変化に応じ、名称を変更する。また、業務内容を中国大陸からの配偶者への支援、泰緬国境地帯における残留同胞への支援、台湾における弱者への支援、国際的な人道支援に変更する。人道と公益を追求し、現在は台湾を代表するNPOになっている。

救総は集会結社の自由が制限されていた動員戡乱時期の戒厳令下で誕生した民間組織であり、中華民国や中国国民党と近い関係にあった。こうした背景や性格を持つため、救総は昨今の移行期正義の展開の下で不当党産処理の対象となる<sup>13</sup>。

## 3. 中華救助総会による訴訟

ここでは、党産会に対する中華救助総会の訴訟の2系統を、それぞれ2段階で素描しよう。すなわち、第1の系統の訴訟は2020年9月の党産会による判定、およびそれに異議を唱える中華救助総会の訴訟である。第2の系統の訴訟は2021年3月の党産会による判定、およびそれに異議を唱える中華救助総会の訴訟である。

### (1) 2020年9月の党産会による判定<sup>14</sup>

2020年9月22日、党産会は中華救助総会に対して、「中華救助総会は、中国国民党の附随組織である」という判定を下した<sup>15</sup>。これは、中華救助総会の性格に対する規定であった。

党産会はこのたびの判定を下すにあたり、中華救助総会に対して2019年8月13日と2020年4月29日に2回聴取していた。聴取に際しての争点は2つあった。1つは、「(一) 中華救助総会は中国国民党が実質的に人事、財務または業務の経営を支配する組織であるかどうか」、そして「相応の対価での譲渡を経ず、中国国民党の実質的な

<sup>12</sup> 「促進轉型正義委員會 > 執掌與組織 > 執掌 > 重建社會信任組業務簡介 > 一、不當黨產規劃運用」(<https://www.tjc.gov.tw/about>) [2022年2月17日確認]。2016年から始まる党産会の活動以前に、2007年代に政府が救助総会に不当党産の所持を追及しようとしたことがあった。國家資産經營管理委員會黨産處理小組の公式サイト「2007年「清查不當黨產向全民交代」網站」(<http://old.cipas.gov.tw/igpa.nat.gov.tw/mpb9c1.html>)に、関係の記録や記事が残る。なお、國家資産經營管理委員會黨産處理小組は、不当党産處理委員会の前身にあたるようである。

<sup>13</sup> 党産会は中華救助総会に対する取り組みを「社団法人中華救助総会案」と名付けている。

<sup>14</sup> 詳細な説明や典拠については、若松大祐「中華救助総会に対する不当党産處理委員会の判定」pp.69-72を参照されたい。

<sup>15</sup> 「不当党産處理委員会首頁 > 公告資訊 > 109年9月22日黨産處字第109001號處分書」(<https://www.cipas.gov.tw/gazettes/330>) [2022年2月17日確認]。

支配から離脱していないかどうか」である。いま1つは、「(二) 社団法人中華救助総会がもし社団法人中国国民党の付随組織なのであれば、その財産は不当に取得した財産であり、国有への移転あるいはその価格の追徴に応ずるかどうか？」である。したがって、2020年9月22日の判定は、1つ目の争点に対するものであった。(2つ目の争点に対しては、2021年3月に判定が下されており、こちらについては本稿で後述する。)

## (2) 処分に対する中華救助総会の訴訟

### 1. 訴訟の経緯<sup>16</sup>

中華救助総会は党産会に国民党の不随組織だと認定されたことに対し、訴訟を起こす。訴訟は現在も続く。

2020/09/22 党産会が党産処字第109001号の行政処分を実施する。

2020/10/08 救総が処分の執行停止を求め、行政訴訟を起こす。

2020/11/09 救総が元の処分の撤回のための行政訴訟を起こす。

2020/11/10 台北高等行政裁判所は、執行停止を求める件について、元の処分は執行を停止しないと裁定する。

2021/01/07 最高行政裁判所は、救総が大法庭裁判に持ち込むという提案の求めについて棄却する。

2021/01/07 最高行政裁判所は、執行停止を求める件について、元の裁定を破棄し、再び裁定すべきだと裁定する。

### 2. 救総の主張(2020年9月22日以降)

2020年9月22日から現在(2021年2月17日)まで、救総の公式サイトには、不当党産処理委員会への異議申し立てが掲載されている。公式サイトには「最新消息」(News)の欄があり、その内の「その他」に7件の文章が載る。いずれも救総が不当党産処理委員会の追及対象となって以来のものであり、発表の日付が入る6件は、1件が党産会による2020年9月の判定に、5件が2021年3月の判定にそれぞれ直接関わる内容を持つ。(なお、日付のない1件は、救総の歩みや取り組みを紹介しながら、自らが不当党産処理委員会の追及対象になるような組織でないことを訴えている。)

2020年9月22日付けの文章は、「本会は国民党の附随組織ではない。裁判所には党産会の違法な処分の撤回を求める」と題す<sup>17</sup>。ここで救総は、2020年9月22日の党産会による判定が違法であると指摘し、抗議している。

<sup>16</sup> 「不当党産処理委員会首頁 > 相關訴訟 > 認定社団法人中華救助總會(救総)為中國國民黨附隨組織」(<https://www.cipas.gov.tw/litigations/32>) [2022年2月17日確認]。

<sup>17</sup> 「中華救助總會首頁 > 最新消息 > (其他) 本會非國民黨附隨組織將訴請法院撤銷黨產會違法處分 109年9月22日」(<http://www.cares.org.tw/CaresPortal/news.do?id=4020902a70000003378>) [2022年2月17日確認]。

### (3) 2021年3月の党産会による判定

2021年3月23日、党産会は中華救助総会の不当に取得した財産があると判定し、その財産を国有にし、並びに追徴すると決定した。これは、中華救助総会の財産に対する処分であった。

前述の通り、党産会は中華救助総会に対して2回聴取しており、2つの争点があった。2020年9月22日の判定が1つ目の争点に対するものであり、このたびの2021年3月23日の判定は2つ目の争点に対するものであったと言える。

#### 1. 判定書類

判定を示す資料は（2020年9月22日の判定と同じように）、処分書および認定書の2種類であり、それぞれ党産会の公式インターネット・サイトで公開されている。これから確認するように、認定書は処分書を簡略化したものだと言えよう。

##### 〈1〉 処分書

<https://www.cipas.gov.tw/gazettes/347>

不当党産処理委員会首頁 > 公告資訊 > 110年3月23日黨産處字第110001號處分書

発布日期：2021/03/23

檔案名稱：黨産處字第110001號處分.pdf (<https://storage.googleapis.com/cipas-production/news/2021/03/a932632df181bec8b7c504e17fe4094b.pdf>)

A4用紙79ページ（本文42ページ＋附表37ページ）

##### 〈2〉 認定書

<https://www.cipas.gov.tw/news/348>

不当党産処理委員会首頁 > 新聞稿 > 認定社團法人中華救助總會不當取得財産之説明

発布日期：2021/03/23

檔案名稱：認定社團法人中華救助總會不當取得財産之説明.pdf (<https://storage.googleapis.com/cipas-production/news/2021/03/2986e84f40af597d4799e9e8be1d3fe1.pdf>)

A4用紙4ページ（本文1ページ＋附表3ページ）

#### 2. 判定の内容

処分書の内容は、「主文」（8行）と「事実および理由」（42ページ）からなる。「主文」は、二つある。一つは、「一、被処分人は、本処分書の送達の日から30日以内に、附表1に列挙する財産（および処分の実施日から移転して国有になるまでの収益）を移転して中華民国の所有にしなければならない」。ここでの被処分人は、社團法人中華救助総会を指す。

いま一つは、「二、かつての台北県土城市頂埔段溪頭小段54-2地号（今は編入され

て新北市土城区頂新段3地号)の土地を測り直して、被処分人がすでに他者へ移転してしまっているから返還できないという、不当に取得した財産に位置付ける。前記の第一項の不当に取得した財産以外の被処分人のその他の財産の中から、金額にして五百七十九万三千一十八新台幣ドル(5,793,018元)を追徴する」。

#### (4) 財産移転に対する中華救助總會の訴訟

##### 1. 訴訟の経緯<sup>18</sup>

中華救助總會は党産会に財産移転を命じられたことに対し、訴訟を起こす。訴訟は現在も続く。

2021/03/23 党産会が党産処字第110001号の行政処分を実施する。

2021/04/07 救総が処分の執行停止を求め、行政訴訟を起こす。

2021/04/21 台北高等行政裁判所は、執行停止を求める件について、元の処分は一部を執行停止にすると裁定する。

2021/05/27 救総が元の処分の撤回のための行政訴訟を起こす。

2021/06/24 最高行政裁判所は、執行停止を求める件について、以前の裁定を部分的に破棄し、元の処分は執行を停止しないと裁定する。

2021/07/12 救総が再び執行停止を求める。

2021/12/13 台北高等行政裁判所は再び、執行停止を求める件について、求めを棄却する。

##### 2. 救総の主張(2021年3月23日以降)

前述の通り、不当党産処理委員会への異議申し立ては、2021年3月以降、5件が救総の公式サイトに載る。以下では、主張の要点をそれぞれ記そう。

2021年3月23日付けの文章は、「党産会は違法に民間の財産を没収する。救総は執行の停止ならびに違法な処分の撤回を求める」と題す<sup>19</sup>。ここで救総は、2021年3月23日の党産会党産会による財産移転の命令に、抗議する。そもそも救総が国民党の附随組織であるのかどうかについて、裁判所で審理中であるにもかかわらず、財産移転を命ずるのは違法だと訴える。

2021年5月10日付けの文章は、「国防部は北タイ孤軍の墳墓を補修するために救総へ献金したのであり、これは救総が不当に取得した財産に当たらない」と題す<sup>20</sup>。

2021年6月25日付けの文章は、「救総：最高行政裁判所第一庭の裁定に対し、沈

<sup>18</sup> 「不当党産処理委員会首頁 > 相關訴訟 > 命社團法人中華救助總會(救総)將不當取得財産移轉國有並追徴價額」(<https://www.cipas.gov.tw/litigations/33>) [2022年2月17日確認]。

<sup>19</sup> 「中華救助總會首頁 > 最新消息 > (其他 >) 黨産會違法沒收民産 救総將訴請停止執行並撤銷違法處分 110年3月23日」

(<http://www.cares.org.tw/CaresPortal/news.do?id=43c988e46f0000059079>) [2022年2月17日確認]。

<sup>20</sup> 「中華救助總會首頁 > 最新消息 > (其他 >) 國防部捐助救総修泰北孤墳 非屬救総不當取得之財産 110年5月10日」

(<http://www.cares.org.tw/CaresPortal/news.do?id=44c038028400000120f1>) [2022年2月17日確認]。

痛抗議する。引き続き自身の権益を守るために尽力する」と題す<sup>21</sup>。ここで救総は、財産移転の執行停止を最高裁判所が認めなかったことに抗議している。

2021年8月18日付けの文章は、「救総：本会の財産は法に則って取得したのであり、拒み居座っているのではない。司法のやり方で道理に基づいて争う」と題す<sup>22</sup>。ここで救総は、財産（不動産）の移転を無理やり拒んでいるのでないと訴える。

2021年8月19日付けの文章は、「一人が一元を寄付しよう」の運動は政府が始めたのではない。党産会による国有化は、民間の財産を強奪するのと同じ」と題す<sup>23</sup>。ここで救総は、1961年の「中国大陸の飢餓にあえぐ同胞を救うための一人一元運動」では救総が国内外から基金を集めたのに、国家からももらった資金だということにして、それを今国家へ還せというのは、不当極まりないと憤慨している。

#### 4. おわりに

本稿は、2020年9月以降に中華救助総会が行った2系統の訴訟について、その概略の把握を試みた。訴訟を素描するという作業を通じ、争点の変化が見えてきた。争点は過去に関するものから現在に関するものへ変わりつつある。すなわち、そもそもは救総が過去において不随組織であったかどうか。そして、その財産が不正に取得したものであったかどうか、争点であった。しかし、党産会の2度の判定を経て、争点は、現在において判定ならびに作業の進め方が正当であるかどうか、に移ったのである。

---

#### < 参考文献 >

周婉窈『転型正義之路：島嶼的過去與未来』新北：国家人權博物館、2019年。

日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義』〔平和研究、第38号〕東京：早稲田大学出版部、2012年。

若松大祐「中華救助総会に対する不当党産処理委員会の聴取」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』1号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2020年3月）、pp.79-91。→文末に参考文献表あり。

若松大祐「中華救助総会に対する不当党産処理委員会の判定」、『常葉大学国際言語文化研究科紀要』2号（静岡：常葉大学大学院国際言語文化研究科、2021年3月）、pp.69-80。

---

<sup>21</sup> 「中華救助総会 首頁 > 最新消息 > (其他 >) 救総：對最高行政法院第一庭裁定表示沈痛抗議 將續努力捍衛自身權益 110年6月25日」

(<http://www.cares.org.tw/CaresPortal/news.do?id=45adf8cd18000006f569>) [2022年2月17日確認]。

<sup>22</sup> 「中華救助総会 首頁 > 最新消息 > (其他 >) 救総：本會財產依法取得，並無拒不搬遷問題，將依司法途徑據理力爭 110年8月18日」

(<http://www.cares.org.tw/CaresPortal/news.do?id=46c4439dba00000009b>) [2022年2月17日確認]。

<sup>23</sup> 「中華救助総会 首頁 > 最新消息 > (其他 >) 「一人一元捐款」並非來自政府，黨產會收歸國有形同搶奪民間財產 110年8月19日」

(<http://www.cares.org.tw/CaresPortal/news.do?id=46c9d22e8c0000021e92>) [2022年2月17日確認]。



中華救助總會

<http://www.cares.org.tw>

政黨及其附隨組織不當取得財產處理條例

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030286>

不當黨産處理委員會

<https://www.cipas.gov.tw/>

-----  
【抄録】

不当党産処理委員会に対する中華救助総会の訴訟

若松大祐

本稿は、2020年9月以降に中華救助総会が行った2系統の訴訟について、その概略を把握する試みである。2020年9月22日に、不当党産処理委員会が中華救助総会を中国国民党の附随組織として認定した。これに対し、中華救助総会は司法に不服を訴えたのである。本稿では主に不当党産処理委員会の公開する記録に基づき、時に中華救助総会の公表する文書（公式サイトに掲載記事）を踏まえながら、中華救助総会が行った訴訟の概略を把握する。訴訟を素描するという作業を通じ、争点の変化が見えてきた。争点は過去に関するものから現在に関するものへ変わりつつある。すなわち、そもそもは救総が過去において不随組織であったかどうか。そして、その財産が不正に取得したものであったかどうか、争点であった。しかし、党産会の2度の判定を経て、争点は、現在において判定ならびに作業の進め方が正当であるかどうか、に移ったのである。

Keyword：移行期正義、転型正義、台湾、中華民国、中国国民党

(2022年2月17日 受理)

